

函館市公民館の概要

施設名	函館市公民館
担当部局	教育委員会 生涯学習部 生涯学習文化課（電話 0138-21-3445）
所在地	函館市青柳町 1 2 番 1 7 号
目的	社会教育法の規定に基づき、市民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため。
事業概要	函館市公民館の管理運営に関すること
開館時間等	①開館時間 午前9時～午後9時 ②休館日 月曜日・祝日に関する法律に規定する休日 （祝日が月曜日のときは翌火曜日も休館日） 12月29日～1月3日
施設概要	①開設年月日 昭和22年5月3日 開設 ②構 造 鉄筋コンクリート造・れんが造・木造3階建 ③敷地面積 1,302.11 m ² ④建物面積 1,177.03 m ² ⑤主な施設 講堂、集会室、陶芸実習室
指定管理者が行う業務内容	①事業の実施に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・定期講座、講習会、講演会、レクリエーションその他の集会を主催、奨励すること ・高齢者対象大学の実施 ・生涯学習リーダーバンクの登録および体験講座の実施 ・グループ活動の育成、振興を図ること ・必要な資料および教材等を備え市民の利用に供すること ・各種関係機関との情報、刊行物等の交換をすること。 ②使用の許可および制限に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・使用許可申請の受理および許可等 ③維持管理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・清掃、塵芥処理、警備、その他施設の設備の保守点検等 ④利用料金に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・利用料金の請求および領収書の交付等 ⑤その他教育委員会が定める業務
施設管理運営経費	市から指定管理者への指定管理料および指定管理者が収受する利用料金によります。
条例	社会教育法 函館市公民館条例
現指定管理者	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団
関連リンク	https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014051100013/